

◎新潟県告示第851号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、岩船港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

平成28年8月2日

岩船港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	泊地(-5.5m)護岸	村上市大字岩船 字浜端地内	延長 195.58m 取付部 61.73m
外かく施設	護岸	村上市大字岩船 字浜端地内	延長 100.67m

2 変更指定

平成11年12月14日新潟県告示第2180号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
水域施設	泊地	村上市大字岩船 字浜端地内	面積 5,000m ² 水深 5.5m

を

種類	名称	位置	数量及び能力
水域施設	泊地	村上市大字岩船 字浜端地内	面積 35,600m ² 水深 5.5m

に変更する。